

江府町告示第27号

平成24年5月1日

江府町長 竹内敏朗

第3回江府町議会臨時会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 平成24年5月8日

2、場 所 江府町役場議場

3、付議事件

- 1 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）
- 2 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 3 訴えの提起について
- 4 請願に関する調査特別委員会委員長報告

○開会日に応招した議員

宇田川 潔

川上 富夫

日野尾 優

上原 二郎

越 峠 恵美子

田中 幹 啓

川端 雄 勇

森 田 智

○応招しなかった議員

長岡 邦 一

第3回 江府町議会臨時会会議録（第1日）

平成24年5月8日（火曜日）

議事日程

平成24年5月8日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第50号 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第51号 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第52号 訴えの提起について
- 日程第6 委員長報告（請願に関する調査特別委員会）
- 請願第6号 江府町長と江府町議会議員の同日選挙の実現
-

出席議員（8名）

1番 宇田川 潔	2番 川上 富夫	4番 日野尾 優
5番 上原 二郎	6番 越峠 恵美子	8番 田中 幹啓
9番 川端 雄勇	10番 森田 智	

欠席議員（1名）

7番 長岡 邦一

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 ————— 梅林 茂樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	竹内敏朗	副町長	—————	宮本正啓
教育長	—————	藤原成雄	総務課長	—————	影山久志
企画政策課長	—————	矢下慎二	町民生活課長	—————	西田哲
福祉保健課長	—————	本高善久	農林課長	—————	瀬島明正
産業振興課長	—————	奥田慎也	奥大山スキー場管理課長	—————	岡田雄成
建設課長	—————	下垣吉正			

午前10時00分開会

○議長（日野尾 優君） 本日の欠席通告は長岡邦一議員の1名ですが、定足数に達しております。

これより、平成24年第3回江府町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期臨時会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（日野尾 優君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、10番、森田智議員、1番、宇田川潔議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（日野尾 優君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第50号 及び 日程第4 議案第51号

○議長（日野尾 優君） 日程第3、議案第50号、専決処分した事項の承認について（江府町税

条例の一部を改正する条例)及び日程第4、議案第51号、専決処分した事項の承認について(江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の2議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(竹内 敏朗君) 議長。

○議長(日野尾 優君) 竹内町長。

○町長(竹内 敏朗君) 議案第50号及び議案51号につきましては、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告いたします。

議案第50号、専決処分した事項の承認について(江府町税条例の一部を改正する条例)。本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成24年4月1日から施行されたことに伴い、個人住民税、固定資産税等、所要の改正をいたすものであります。

議案第51号、専決処分した事項の承認について(江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成24年4月1日から施行されたことに伴い、大震災による土地の譲渡期限について所要の改正をいたすものであります。

なお、内容の詳細につきましては、主管課長より説明いたさせますのでお聞き取りの上、ご審議、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長(日野尾 優君) 日程に従い、議案第50号及び議案第51号について、所管課長より議案の詳細説明を求めます。

西田町民生活課長。

○町民生活課長(西田 哲君) 議案第50号、専決処分した事項の承認について。2枚おはぐりいただきたいと思っております。江府町税条例の一部を改正する条例について、主なものをご説明いたします。第36条の2、町民税の申告であります、公的年金に係る所得以外の所得が無かった者で寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするものです。

4ページをお願いします。4ページ以降は、平成24年度評価替えにあたり平成21年度から平成23年度を、平成24年度から平成26年度に読み替えるものです。

18ページをお願いします。附則といたしまして、第1条、この条例は平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項は、平成26年1月1日から施行するものです。

19ページをお願いします。平成24年度の評価替えにあたり、負担調整措置を住宅用地の措置特例として、負担水準80%を、平成25年度までは経過措置として負担水準を90%以上に存置し平成26年度に廃止する読み替え規定であります。ご審議、ご承認賜りますよう、よろし

くお願いいたします。

続きまして、議案第51号、専決処分した事項の承認についてご説明いたします。2枚おはぐりいただきたいと思います。

江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

附則の15であります。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例であります。租税特別措置法で居住用財産を譲渡した場合3,000万円の特別控除がありますが、大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を3年から7年を経過する日の属する年の12月31日まで延長する特例措置を設けるものです。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものです。ご審議、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。これから議案に対する質疑を行います。質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第3、議案第50号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）。

議案第50号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第50号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第4、議案第51号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

議案第51号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第51号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第5 議案第52号

○議長（日野尾 優君） 日程第5、議案第52号、訴えの提起についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） ただ今ご上程いただきました議案第52号、訴えの提起について。本案は、平成22年12月31日に発生いたしました奥大山スキー場雪崩事故でお亡くなりになりました4名のうち、3名の相続人に対して損害賠償の額の決定に係る調停の申し立てを行いました。調停の結果、調停が不成立となりました相続人6人に対して、債務が存在しないことを確認する訴えを提起するものであります。また、死亡された4名のうち1名が取締役を務めていた法人から、利害関係人として損害賠償を請求するため、調停への参加申し立てがあったことから、併せてその法人に対しても債務が存在しないことを確認する訴えを提起するものであります。地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を得たく提案いたします。以上、ご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 以上提案理由説明が終了いたしました。これから議案第52号に対する質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第52号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 請願に関する調査特別委員会委員長報告

○議長（日野尾 優君） 続きまして、日程第6、請願第6号、江府町長と江府町議会議員の同日選挙の実現について審査報告を求めます。

請願に関する調査特別委員会委員長、川上富夫議員。

○議員（2番 川上 富夫君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 川上富夫議員。

○請願に関する調査特別委員会委員長（川上 富夫君）

請願に関する調査特別委員会報告書

1. 付託事件

請願陳情第6号 江府町の町長と町議会議員の同日選挙の実現

2. 審査の経過

平成24年3月6日、第2回江府町議会定例会において付託された、上記1件の請願を平成24年3月15日、請願に関する調査特別委員会を開催し、継続審査とした。平成24年5月1日、第2回請願に関する調査特別委員会を開催し、審議した結果不採択とした。

3. 調査結果

(1) 不採択とすべきもの

(理 由)

①前回の議会議員選挙で、町民の皆様から4年間のまちづくりを付託された。

したがって1年以上ある任期を、町民のみなさんとともにしっかりとまちづくりに取り組む責任がある。

②町長が任期中途で辞任した場合、今回のように議会が解散しその任期を合わせることは、選挙制度や議員の在り方にかかわる問題であるとする。事実、全国の自治体の75%以上が別々の選挙を行っており、現在の制度に沿っていけばよいとする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので報告する。

平成24年 5月 8日

江府町議会請願に関する調査特別委員会

委員長 川上 富夫

江府町議会議長 日野尾 優様

以上です。

○議長（日野尾 優君） これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

請願第6号について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり決しました。

○議長（日野尾 優君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本臨時会はこれもち閉会といたします。どうも御苦労さまでした。

午前10時15分閉会
